

○石巻市都市計画審議会条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 259 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、石巻市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第 19 条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

3 前項第 1 号及び第 3 号に掲げる委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 4 条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、第 3 条第 2 項第 1 号の委員のうちから委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、審議会があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(最初の審議会の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。